

淀川水系流域委員会殿

(異常渇水)

「平成6年方式」により淀川下流部での「断水回避」は充分可能

平成20年1月25日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

- 1) 昭和14年～16年渇水（以下では「60年確率渇水」と言う）の再来に際しての取水制限について、河川管理者の提示した「検討ケース（2）」方式ではなく、これより緩やかな平成6年渇水時の取水制限方式（以下では「平成6年方式」と言う）を採用した場合、淀川下流部最大規模の「大阪市」においても減圧給水のみで対応可能であり、断水（時間断水）には至らないことを大阪市水道局自身が示していることは、私達の意見書「(異常渇水) 大阪市水道局の最終回答」でご紹介した通りです。
- 2) 淀川から上水を取水する水道事業者としては、大阪市の他に守口市、枚方市、寝屋川市、吹田市、西宮市、尼崎市、伊丹市があり、また水道用水供給事業者（浄水の卸屋）としては大阪府営水道と阪神水道がありますが、琵琶湖水位が過去最低の **BSL-123cm** まで低下した平成6年渇水の際、断水に至った事業者は皆無であり、減圧給水を実施したのも大阪市、尼崎市、阪神水道の3団体だけでした（→水資源開発公団「淀川水系平成6年渇水記録」）。
- 3) これらの事実からして、60年確率渇水の際の取水制限として「平成6年方式」を採用すれば、淀川下流部において減圧給水は兎も角も、断水は深夜の時間断水も含め全面的に回避できるであろうことが推測出来ます。
- 4) 残る問題は「その場合に琵琶湖水位がどこまで下がるか」ですが、これについて私達が行った概算では琵琶湖最低水位は「**BSL-152cm**」であり、利用低水位を僅かに下回るだけです（→この詳細については次回委員会に意見書として提示します）。
- 5) ここで復習しますと、「検討ケース（2）」の取水制限方式の場合、これに維持流量制限をある程度強化することで琵琶湖水位が **BSL-139cm** で止まることは、私達の意見書（No.877）で示したところですが、これに対しては大阪市水道局から「深夜の断水は避けられない」との回答がありました。つまり **BSL-139cm** から **BSL-152cm** の琵琶湖水量を活用すれば、「検討ケース（2）」方式に代えて、これよりもっと緩やかな「平成6年方式」を採ることが出来、結果として断水を全面的に回避出来るということです。
- 6) **BSL-152cm** 程度であれば、敢えて利用低水位に拘わることはありませんが、どうしてもこれを死守したいのであれば、取水制限の開始時期を少し早め、現行の「-90cm から」を「-80cm から」にすれば済む話です。

- 7) いずれにせよ、琵琶湖を擁する淀川における異常渇水問題は所詮この程度のものでしかなく、高松市、松山市、福岡市が経験したような大規模な断水の心配は無いと言えます。
- 8) 最後に念のため申し添えますと、上記の議論では丹生ダムの「異常渇水対策容量」の存在を前提としておりません。この容量が断水問題と無関係であることは、私達の意見書「丹生ダムが淀川下流部の「断水」に全く効果が無い理由」（意見書No.916）で説明した通りです。

(以上)